

稲城市指定ごみ収集袋への広告掲載の取扱いに関する要綱

平成23年1月14日

市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、市が作製する稲城市指定ごみ収集袋（以下「指定ごみ袋」という。）に掲載する広告の取扱いを定めることで、自主財源を確保し、ごみ袋の作製経費に充てることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「指定ごみ袋」とは、毎年度必要数を市が作製し、市内で販売され、市民が可燃ごみ及び不燃ごみを排出する際に使われている市指定のごみ袋をいう。

(応募資格)

第3条 広告の掲載を申請できるものは、毎年度募集要項で定める。

(広告掲載基準)

第4条 広告物が次に掲げるものに該当する場合、これを掲載することはできない。

- (1) 市の公共性及びその品位を損なう恐れのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び風俗関連営業に該当するもの
- (3) 利息制限法（昭和29年法律第100号）の上限利息を超えた利息で金銭貸出を行っている事業者
- (4) 政治、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関わるもの
- (5) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (6) 違法及び不当な広告又は宣伝
- (7) その他市長が不相当と認めるもの

(広告の掲載枠)

第5条 広告の掲載枠は、毎年度募集要項で定める。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、作製した指定ごみ袋が完売するまでとする。

2 指定ごみ袋の作製枚数は、毎年度募集要項で定める。

(広告掲載料金)

第7条 広告の掲載料金（以下「料金」という。）は、各広告における掲載入札の参加者の入札金額によるものとする。ただし、最低掲載料金については、毎年度募集要項で定める。

2 前項に規定する料金の納付は、広告掲載決定後、市の指定する期日までに指定口座へ一括前納するものとする。

(広告掲載入札参加希望者の募集)

第8条 募集要項にて、広告の掲載位置、広告の規格、料金、取扱基準等を提示し、広告掲載入札参加希望者を公募するものとする。ただし、広告掲載希望者が募集枠内に満たないために市が任意に案内をする場合は、この限りではない。

(入札参加の申し込み)

第9条 広告を掲載しようとする者は、稲城市指定ごみ収集袋への広告掲載入札参加資格審査申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に必要書類を添付し、市長に申し込むものとする。

(入札参加の決定)

第10条 市長は、前条の申込書を受理したときは、広告掲載入札参加の適否を審査のうえ、その結果を申込者に広告掲載入札参加決定通知書(様式第2号)又は広告掲載入札参加非決定通知書(様式第3号)により、通知する。

2 広告掲載入札参加資格者は、一般競争入札の方法により、広告主を決定するための入札に参加する。入札の詳細(開催日時、方法、会場等)は、広告掲載入札参加決定通知書(様式第2号)の中で指定する。

3 稲城市指定ごみ収集袋への広告掲載入札書(様式第4号)によって入札を行う。なお、入札の結果、落札となるべき同価で申し込みをした者が二者以上ある場合は、市が最も環境美化・ごみ減量・リサイクル推進に資すると認める事業者を広告主に決定する。

4 前3項の規定に基づき広告主を決定したときは、落札者には広告掲載決定通知書(様式第5号)によって広告掲載の決定を通知する。また、その他の入札者には広告掲載入札結果通知書(様式第6号)によって入札結果を通知するものとする。

(広告の掲載に伴う責任)

第11条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主の責に帰す理由により、市に損害が発生した場合には、広告主がその損害賠償の責めを負うものとする。

(広告掲載の取消)

第12条 市長は広告掲載上支障があると判断した場合又は指定期日までに料金を納入しなかった場合には、当該広告の掲載を取り消すことができる。また、広告主の責任に帰する取消しにより広告の掲載ができなくなった場合には、市の損害を賠償するものとする。

2 前項の取消しに係る通知は、広告掲載取消通知書により通知するものとする。

(料金の還付)

第13条 料金納入後、市の都合により広告の掲載ができなくなった場合に限り料金を還付するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年1月14日から施行する。